

令和4年度第2回長野県自転車活用推進計画ネットワーク会議 議事要旨

事務局：くらし安全・消費生活課

1. 日 時：令和4年11月15日（火）15：00～16：00
2. 場 所：WEB会議（長野県庁西庁舎1階くらし安全・消費生活課別室から配信）
3. 出席者：構成団体・機関（16団体・機関）、オブザーバー（6市町村）
4. 内 容：以下のとおり

◆会議事項

- （1）「第2次長野県自転車活用推進計画（原案）」について
- （2）意見交換

◆発言要旨

－会議事項について事務局より説明後、意見交換－

（長野県消費者団体連絡協議会 専務理事 関 氏）

方針については賛成ですが、自転車の危険運転の罰則強化の話が聞こえてきていて、けがをしないように、あるいはお年寄り等の接触事故等を防ぐために必要なことかとは考えていますが、罰則強化は必ずしもいい面だけの話ではないと思います。長野県での今時点で分かっている今後の動きや方向性についてもし情報がございましたら教えていただければと思います。

（くらし安全・消費生活課 島田補佐）

事務局の島田です。自転車の危険運転に関する罰則の強化について動き等あればということとございます。当方では罰則強化ではありませんが、自転車のヘルメット着用が努力義務化されるという大きな交通法改正が控えていると承知しております。その他、自転車の通行やルールに関して法改正が控えている、罰則の強化が控えているという情報は我々の方では承知しておりません。ですので引き続き、通行ルールやマナーに関しましては当課を中心に関係団体の皆様の協力を得ながら周知、啓発を進めていきたいと思っております。法改正について何か動きがあれば県警さんのほうで話していただければと思います。

（くらし安全・消費生活課 笠原課長）

県警の交通企画課のほうで法改正それから取り締まりに関する考え方等もしあればお願いいたします。

（交通企画課 宮田係長）

交通企画課の宮田と申します。法改正の関係は先ほどくらし安全・消費生活課からもありましたとおり、特段現状から急に変わるということはありません。報道等でご存じかもしれませんが、警視庁のほうでは自転車の取り締まりが強化されたということで、色々取り締まり基準等が変わってきている部分もあります。長野県に関しても従来から取り締まりはして

いますが、自転車の利用者に対する悪質な運転等、警視庁で強化されたことから、長野県でも取り締まりを強化してほしいというご意見を県民の方から頂戴しているところもあります。ですので、罰則については従来通りではありますが、より指導、取締りを強化していくことも考えられます。現状では警告ですとか、自転車で事故を起こした人に対して自転車講習制度の対象者として登録がされ、3年以内に同じような事故を起こすと講習を受けていただくというような処分がありますので、引き続き今ある制度を有効に活用して対策していきたいと考えています。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ありがとうございました。ご発言いただきました関係、何かございますでしょうか。

(長野県消費者団体連絡協議会 専務理事 関 氏)

わかりました。ありがとうございました。

(日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長 小松 氏)

健康と環境負荷の指標について、自転車の利用促進に取り組む事業者の割合ということで、事業者というふうにある種、かかっていますが、これは自治体とかも含まれるのか。それとも、促進というものは自治体のバックアップも必要だと思いますが、事業者というと企業とかに限られるイメージですが、そこはどういうふうになっているのでしょうか。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ありがとうございました。そうでしたら、一旦、くらし安全・消費生活課のほうから回答させていただきまして、不足等ありましたら環境部のほうからお願いできればと思います。

(くらし安全・消費生活課 島田補佐)

環境負荷の指標で、自転車の利用促進に取り組む事業者の割合に、自治体が含まれているのかというご質問でございます。私のほうで承知しているのは、普通の事業者に限らず、例えば市役所といった自治体も含まれているという認識ではございます。この部分について補足があれば環境部さんのほうで補足していただければと思います。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ただいまの回答とすれば事業者としての市町村が含まれている場合があるという説明でございましたが、この点について環境部さんのほうで補足があればお願いできればと思います。

(環境政策課ゼロカーボン推進室 林技師)

ゼロカーボン推進室の林と申します。この事業者のなかにも県の知事部局だとか教育委員会、市町村の市町村長部局、教育委員会等もこの条例に定める一定の基準以上の条件を満たせば計画書の提出が必要な義務者になりますので、地方公共団体等についても、条件が該当すれば参加するような制度になっております。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ありがとうございました。いまのご説明を踏まえていかがでしょうか。

(日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長 小松 氏)

概要版では限られたスペースだと思うので、事業者としか書けないと思いますが、受け取る側が事業者、いわゆる民間企業だけの努力と捉えられないようにしていただければと思います。ありがとうございました。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ありがとうございました。この部分につきましては、事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者数が現状では限られていることから、そういった課題もあるということで、現在、指標としてそのまま採用できるかどうか、改めて検討しているところでございます。場合によっては参考的な指標にするとか、そういった考え方もあるかと思っております。他に何かご質問ありますでしょうか。

(日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長 小松 氏)

観光のところで Japan Alps Cycling ブランドの構築ということは良いと思いますが、外国の方を対象にしているということを見ると、違う交通法規のある国からいらしている人が、そこで自転車に乗るということに関すると、一番上の安全安心のところも考えないといけないと思います。そこに書いていることでいくと、日本国民を相手にしていることなので、学校、事業所での交通安全だったり、県民意識の向上だったりということで、何かしらこの観光のところで他の国や県から来た人に、いかに安全というものを保ってもらうのか。その方たちがもし長野県で事故にあえば、長野県の事故にカウントされるわけですから、そういう面で施策が必要じゃないかと思って読んだんですけど、特にその観光促進という面での書き方が、そこに主を置いているのはわかりませんが、安全を確保したうえでの基盤づくりとか、そういう観点を入れられないかなという意見ですがお願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ご質問ありがとうございました。それではまずくらし安全・消費生活課の方でお答えいただけますか。観光部の方で付け加えありましたらお願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 島田補佐)

いま頂きました、外国人観光客もしくは県外からの観光客が事故を起こさないように、そういった方たちも対象にした安全対策というものを入れるべきではないかというご意見でございますけれども、おっしゃる通り、本計画の安全・安心の部分では全域的なところを訴えておりまして、確かに観光で来ていただいた方に安全安心に自転車を利用していただくという観点での記載は漏れていたと思いますので、そういった今のご意見を反映できるように事務局でも検討していきたいと考えているところでございます。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

観光部のほうで、現行の取組でそういった取組があるかという点も含めて何かございますでしょうか。

(観光誘客課 水越主任)

お世話になります。観光部観光誘客課の水越と申します。非常にありがたい観点でお話しただいて感謝しております。13番にありますとおり、現在、Japan Alps Cycling というかたちでポータルサイトの運営をしております。いまはコース紹介等をメインにしているところですが、外国人向けの注意喚起といった要素を取り入れながら、より観光プラス、安全安心にというところも取り入れたことを検討していければと考えております。ご意見ありがとうございました。

(観光誘客課 渡辺主査)

同じく観光部観光誘客課の渡辺と申します。ご意見いただきありがとうございます。補足でございますけれども、Japan Alps Cycling プロジェクトのほうで、現在県内一周の約800kmになりますJapan Alps Cycling Roadを作成しているところでございまして、あわせてガイドの育成もやっております。もちろん安全に自転車に乗っていただくためのガイドの育成ということになりまして、現在既に取り組んでいるところでございます。補足でございますが、よろしく願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

それぞれありがとうございました。観光部さんにおきましては具体的な取組もあるようですし、これから取り組まれることもあるようです。計画という面につきましても、今後の策定のなかでできる限りの反映を考えていきたいと思っております。小松様のほうからなにかございますでしょうか。

(日本労働組合総連合会長野県連合会 事務局長 小松 氏)

安全というのはすごく非常に重要だと労働組合のほうとしても考えていますので、そのところを第一に。つつい身近なところに目が行きがちなんですけれども、自分たちも旅行先で危ない目に遭うとか、やっぱりいつもと違う道だったり風景だったりするので、そういうところも周知していただければと思います。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ありがとうございました。ほかにご質問ご発言ございませんでしょうか。環境保全協会の早川様、お願いいたします。

(長野県環境保全協会 事務局長 早川 氏)

安心安全のところ、記載はあるんですけれども、お年寄り等の安全教育にも力を入れていただければと感じております。それから、最近新しい移動手段として電動キックボードがで

てきているなかで、今回の道路交通法の改正に伴って、運転免許やヘルメットが不要だとい
うところが大きく表現されておるんですけども、かたや自転車については全年齢に対す
るヘルメット着用の徹底といった施策がでてくるわけなんですけど、このあたり、安全に対す
る温度差が、乗るものによってでてこないような取組あるいは広報をお願いしたいと考
えておりますが、いかがでしょうか。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ありがとうございました。二点ございました。ひとつめはお年寄りに対する交通安全教育に
つきまして。もうひとつは電動キックボードのヘルメット着用につきまして。まずはくらし
安全・消費生活課からお答えいただきまして、必要があれば県警さんのほうからもよろしく
お願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 島田補佐)

まず一点目の高齢者の方への交通安全教育というところがございます。高齢者の交通事故
防止自体、喫緊の課題といった現状でございます。とりわけ、高齢者の方が免許を返納した
場合、代替の交通手段としてまず目をつけるのが自転車というところもございます。ですの
で、高齢者の自転車事故防止、安全対策というのは非常に重要なところだと認識しておりま
す。当課としましては、出前講座ですとか、高齢者のモデル地区を設定して、そこでの安全
教育を、関係団体様と一緒にやっていくところですけども、そういったなかで、自
転車の安全教育やルールマナーについて改めて啓発していった、事故に遭わない、起こさな
いように進めていきたいと考えております。また同時に自転車に乗るときのヘルメット着
用も徹底していきたいと思っております。続きまして二点目、電動キックボードの関係でご
ざいます。たしかに電動キックボードの関係、こちらの認識ですと、電動キックボードもヘ
ルメットの着用が努力義務となるというところの話は承知しております。ただ、これにつ
きましても、時期が定まっていないと承知しております。なので来年からは自転車の方が先に
ヘルメット努力義務化になり、遅れて電動キックボードが、という状態が生じることは確か
でございます。なおかつ現状、電動キックボードですと、免許やヘルメットが必要である
というところが、原付車としての扱いになっておりますが、法改正が起きますと、免許がな
くていい、ヘルメットは努力義務となるところでございますので、そういった国の法改正の進
捗も踏まえて、本計画で扱う、扱わないかは別としても電動キックボードに対する安全対策
も今後考えていかなければいけないと考えているところです。法律の改正の動き等、当課で
は詳しく詳細をつかんでおりませんのでもし県警さんとかでつかんでいけば、補足をお願
いできればと思います。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

県警の交通企画課さんいかがでしょうか。

(交通企画課 宮田係長)

こちらでも電動キックボード、それから自転車ヘルメットの努力義務化についての施行日
というのは詳しい話は入ってきておりません。手元に資料があるんですけども、今年の4

月に改正道交法の公布がされまして、自転車ヘルメットに関しては、公布から1年以内に施行されるということになっております。一方で、電動キックボードは2年を超えない範囲ということで、再来年の4月までにとということになっております。質問の内容に戻りますが、まず、高齢者の交通安全対策につきましては、こちらとしても喫緊の課題であることは間違いありません。現状では高齢者のヘルメット着用率が低いので、各警察署において、高齢者が集まるスーパーですとか、ショッピングセンターの駐輪場をお借りして、実際にヘルメットをもって行って、お買い物帰りの方にヘルメットを触ったりかぶってもらったりして、これだけ軽いものですとか、頭を守れるものですということ、啓発活動を行っています。電動キックボードに関しては、県内での走行が実質的にあまりないという現状があります。長野市内では若干見かけますが、ヘルメットを被って信号守って走行していたりするので問題はないんですけれども、これからの普及状況によっては必要な対策を打っていかなければいけないと思います。くらし安全・消費生活課からもありましたが、まずは自転車の対策が急務だと思いますので、重点的に行いながら、電動キックボードについても同じような啓発周知をしていければと思っております。以上です。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

早川様よろしいでしょうか。

(長野県環境保全協会 事務局長 早川 氏)

はい、ありがとうございました。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

ほかに、ご意見いかがでしょうか。

県警本部さんのほうからご発言お願いいたします。

(交通企画課 宮田係長)

続けて申し訳ございません。原案の安全安心のところ、自転車安全利用五則というのが記載されています。従来からあるものなんですけれども実は今年11月に新しいものを作成したということでこちらに資料の提供がありました。これまた、提供いたしますけれども、内容の変更をしてから第2次計画が出るということですのでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

はい、ありがとうございました。そうしましたらくらし安全・消費生活課からお願いします。

(くらし安全・消費生活課 島田補佐)

はい、自転車安全利用五則についてございます。いま皆様にお渡ししております原案に記載中のものは、原案の22ページになりますが、県警さんからお話があったとおり、今月に入ったところから新しい自転車安全利用五則が示されたところです。資料の差し替えがぎりぎりになったんですけれども、今お手元にあるものは新しくなったものに変えております。

分かりやすいのは⑤ですけれども、ここは以前の安全利用五則ですと、子供はヘルメット着用であったところが、全世代となるということで、ヘルメット着用という風が変わっております。①から④につきましても若干変わっております。第2次計画には新しいものを記載することになりますので、ご意見、ご指摘ありがとうございました。

(交通企画課 宮田係長)

ありがとうございました。これで間違いありませんのでよろしく願いいたします。

(くらし安全・消費生活課 笠原課長)

はい、ありがとうございました。全体をとおして何かあればご発言いただけますでしょうか。そうしましたら時間も迫ってきておりますので、意見交換等につきましては以上にさせていただきますと思います。

◎閉会